

【会議の概要】

会 議 名：令和5年度第2回加古川市障害者施策推進協議会

期 間：令和5年9月19日（火）10時00分から11時30分

議 題：加古川市障がい者基本計画等について

①関係団体ヒアリングの結果

②加古川市障がい者基本計画の体系・骨子（案）

③第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画の成果目標

出 席 者：委員8名、市（事務局）10名

欠 席 者：委員1名

公開・非公開の別：公開（傍聴者あり）1名

配布資料：別紙NO.1 次第

別紙NO.2 【資料1】関係団体ヒアリングの結果

別紙NO.3 【資料2】現計画と次期計画との比較

別紙NO.4 【資料3】加古川市障がい者基本計画の体系・骨子（案）

別紙NO.5 【資料4】第6期計画（第2期計画）と第7期計画（第3期計画）との比較

別紙NO.6 【資料5】第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画
骨子（案）

【協議の概要】

議事 加古川市障がい者基本計画等の策定について、関係団体ヒアリングの実施結果及び骨子案並びに第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画の成果目標について事務局から説明を行い、委員から意見をいただいた。

以 上

《司会：事務局》

1 開 会

《事務局より配付資料の確認》

2 議 事 《議長：会長》

(1) 関係団体ヒアリングの結果について

[会長]

それでは資料に沿って事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って関係団体ヒアリングの結果についての説明》

[会長]

1点質問ですが、各団体の皆さんも災害等の避難体制に係る避難行動要支援者の登録の同意書については提出をされているということですが、その後の連絡というところで、地域によっては町内会長さんに戻すまでがあって、避難の計画が出されているパーセンテージというのは徐々に伸びているものの、なかなかその方のところに訪問して顔を合わせるという機会がまだまだ少ないと聞いております。その周知であるとか訪問といった方法、あるいは本人へのフィードバックというところについての今後の展開を教えてくださいと思います。

[事務局]

担当課である防災対策課からは、例年、町内会に対しまして各町内会の会場まで出向いて、協力について依頼をさせていただいているところではあるのですが、町内会によって温度差というのはどうしてもあるところで、引き続き町内会の方には周知・啓発とご協力の依頼はしていくと確認をとっております。

(2) 加古川市障がい者基本計画の体系・骨子（案）について

《事務局より資料に沿って加古川市障がい者基本計画の体系・骨子（案）についての説明》

[会長]

ただいま、加古川市障がい者基本計画の体系・骨子（案）についての説明が終わりました。委員の皆様におかれましてはご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

[事務局]

すみません、事務局よりよろしいでしょうか。

今回事前にお配りしております、事前質問・回答票になりますが、本日欠席の委員より事前にご質問をいただいておりますので、読み上げさせていただいて、回答をお伝えさせていただきます。2つご意見いただいております、まず一つ目になります。

P 1 (2) 地域生活の充実 ①相談支援の充実のところ、「ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含めた、相談支援の充実」について、「ヤングケアラーの実態把握が難しいのではないかと思います。相談窓口の開設や相談につながる体制づくりについて検討されていることを教えてください。また、学校教育や要保護児童担当部署等の他部署との連携について、今後の取組について教えてください。」

につきまして、事務局の回答といたしましては、市のヤングケアラーに係る総合的な相談窓口は家庭支援課となっています。一方、障がい者の家族支援を含め、障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口として当課は市障がい者基幹相談支援センターを設置していることから、基幹相談支援センターに寄せられた相談内容から実態把握を行うとともに、要保護児童担当部局である家庭支援課とも連携し、対処の必要があると考えています。

後段の部分については、現在も、要保護児童対策連絡会議や個別のケース会議等において、関係機関と連携し、意見交換や情報共有を行っているところです。今後も引き続きこれらの取組を実施していきます。また、この連携の中で、関係機関や支援が必要な家庭に対し、相談窓口や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施していく必要があると考えています。

次に、P 3 (6) 安全安心の推進 ②災害時など緊急時の支援の強化のところ、「緊急時の情報アクセシビリティ向上」について、「緊急時に対応できるよう、平時から情報アクセシビリティ向上を図る必要があると考えます。資料1 障がい者基本計画等の策定に係る関係団体ヒアリング一覧に、平時も含めた情報アクセシビリティに関する意見が出されています。今後の取組について教えてください。」というご意見、ご質問です。

事務局の回答といたしましては、障がい者に向けたスマホ講座やコミュニケーションボード等のコミュニケーションツールの普及啓発、市ホームページのアクセシビリティの向上について、今後も取り組みを進めていきたいと考えています。

緊急や災害時の文字情報の取得のため、聴覚障がい者用情報受信装置の設置の要望もありましたが、現在、市においては、災害等の緊急情報をいち早く取得できるよう「防災ネットかこがわ」や「かこがわ防災アプリ」を作成しており、緊急時には当該システムを利用した文字情報の取得が可能な状況となっています。当該システムの登録者を増やすための普及啓発も実施していく必要があると考えています。

以上となります。

[会長]

ただいまのところで、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

緊急時のコミュニケーションボードについては、育成会も一緒に参加させていただいて作ったのですが、今どうなっていますかとお聞きしたら、避難所等に置いてありますということでした。どうしても知的障害があると緊急時にそれを見て対応するというのは難しいと思います。できれば小さいうちからコミュニケーションボードの使用に慣れてほしいと思うので、大きい子たち向けには事業所に置いてもらったり、それと一番取り組んでいただきたいのは、幼少期のころから被災時のコミュニケー

ションボードの使い方に慣れていただいていたら、その効果が発揮できるのではないかと思います。初めて見て、これに関して、「おなかすいた？」と聞いても子どもたちにはなかなかわかりにくいですよ。なので日ごろから使えるように利用促進をしていただきたいと思います。

[事務局]

ありがとうございます。今、防災訓練の場所などでブースを出してコミュニケーションボードの普及啓発を行うなどの活動をさせていただいていますが、ご意見の内容について、また、教育委員会のほうにもお話しさせていただきまして、今後検討していきます。ありがとうございます。

[会長]

他にありませんでしょうか。

[委員]

一つ質問をさせていただきたいのですが、ヤングケアラーのところなんです、専門的、重層的な相談窓口として基幹相談支援センターがあるので、そこに寄せられた相談内容から実態把握をとるところなんです、基幹相談支援センターに寄せられる相談というのはどういうところから寄せられる相談なのでしょうか。

[事務局]

基幹相談支援センターに入ってくる情報としましては、サービスの調整をしておられる計画相談員、あるいは通所先の事業所の方といったようなところがあります。

[委員]

ありがとうございます。そのような状況になっているというので少し安心しました。やはり当事者の方及び中の方というのは気づきにくく、どこに相談していいかわからないといったことがあると思うのですが、あるいは学校では普通ということがよく言われるんですが、学校ではおうちでどういう障害があって、子どもさんをどのようにサポートをしているということが必ずしも把握しきれない、ということは、子どもさんの状態に大きな変化があれば先生も気づきますが、なかなか家庭環境までわからないです。計画相談や施設系の方というのは家族構成もみんなわかっているの、子どもさんがケアを担っているのではないかという気づきを持てるのは、福祉サービスの関係者の方だと思います。そういった方々に少し気になったら基幹に連絡してほしいということを勧めていただくとかなり潜在的なニーズを掘り起こせるかなと思っています。ありがとうございます。

[会長]

ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

[委員]

施策の展開分野（２）のうち「地域生活の充実」のところの「①相談支援の充実」と「ヤングケアラーと家族支援」というところですが、（私は）相談支援事業所を運営していますが、先ほどのお話の中で家事援助等をご利用されてみたいながあったかと思えます。相談支援専門員がいろいろとヘルパーさんの手配をするなかでは、サービス事業者さん、特にヘルパーさんの確保がとても難しいというところがありますので、そういったところの情報とか、あとご家族の中で介護保険を必要とされるかたもいらっしゃるかと思えますが、そのあたりの連携というところを少し教えていただきたいと思えます。

[事務局]

今言われたヤングケアラーの方をフォローするためにサービス利用というところは考える手段でありまして、基幹相談支援センターから市に連絡が入ってきたというようなケースについては家庭支援課と情報共有しまして、こういうことをすればフォローができる、あるいは手段について共有、あるいは障がい者支援課の支給決定基準の範囲内で出せるところの検討はしております。

もうひとつ言われました、人材確保についてなんですけども、ご指摘の通り、どこも人件費の高騰などで人材確保が難しいということを知っております。国もそういった情報を当然把握はしておりますので、保育専門職でもありましたように障害福祉サービスに従事する方の人件費について、昨年の秋に報酬改定があり、ベースアップ加算がされていますので、そちらの状況を注視していきたいなというところがございます。

[会長]

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

[委員]

ヤングケアラーに関してですが、障がいのある子を持つ親として、他にも（本人に）兄弟姉妹がいるのですが、小さいころからやはりどこか頼ってしまうところがあって、家族なんだからという感じで思っているし、兄弟姉妹を見てくれるのが当たり前だよ、みたいに言われて育った子たちはわりと精神的に追い詰められているところがあるのかなと思えます。知らず知らずのうちに親自身も、周りもそう思うことで、潜在的なヤングケアラーになっている子もたくさんいるような気がします。その中で、基幹に相談に行くというのは表面に現れたことですが、現れていない、そうなる可能性がある子どもたちを守るためにもっと一般の方々に「あなたは大丈夫ですか」のような、広報に載せることも大事だと思いますが、子どもたちに向けて「こういうこと（ヤングケアラー）って知ってる？」と発信していただけたら、もしかしたらヤングケアラーになるかもしれない本人たちが、それに気づいて自身が発信していけるような知識を持つことができていると思えます。

[事務局]

もちろん、障がいのある方がご家族におられる方については基幹なり障がい者支援課が関わっていくところになるのですが、そうではないヤングケアラーの方については、家庭支援課が窓口になって

いるのもあるのですが、ヤングケアラーという言葉がようやく最近認知されてきておりますので、こういったご意見があったことをお伝えさせていただきます。

(3) 第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画の成果目標について

[会長]

それでは続いて③の「第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画の成果目標」に移ります。事務局のほうから説明をお願いします。

[事務局]

まず、成果目標の前に、福祉計画の構成案についてご説明いたします。

《事務局より成果目標の説明の前に福祉計画の構成案について説明。》

《引き続き、事務局より資料に沿って成果目標1についての説明。以下、意見交換の内容。》

[会長]

ありがとうございます。ボリュームがありますので、成果目標ごとにご意見をお伺いしたいと思います。

成果目標1の「福祉施設入所者の地域生活への移行」についてご質問等ございましたら、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

《全委員意見なし》

[会長]

よろしいでしょうか。それでは成果目標2の「地域生活支援の充実」について説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って成果目標2についての説明。以下、意見交換の内容。》

[会長]

以上で成果目標2の「地域生活支援の充実」の説明がございました。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

[委員]

地域移行、地域定着についてですが、地域移行、地域定着の事業者さんの数と、それから、どのように今後連携して地域定着を進めていくのかということが1点目、それから2点目なんです。強度行動障害の支援ニーズの把握ができていないということですが、現状で把握されている、支援が必要

な方の人数、アンケートを終えてから分かってくるかもしれないですが、現状把握している人数と今後どのように支援をしていくかというところと2点お願いいたします。

[事務局]

まず、地域定着支援、地域移行支援の事業者数につきましては令和4年度末で2事業所ありまして、令和5年度末では4事業所となる見込みです。

サービスの連携についてですが、地域移行支援や地域定着支援につきましては1事業所のみでは支援が難しいような現状が多々あると思いますので、特に病院からの退院や施設からの退所先につきましては各ケース会議をもとに各支援者で集まり、情報共有が重要であると考えております。

また、地域移行後につきましては、ある事例によっては重度訪問介護を使われる方もいらっしゃいました。重度訪問介護の利用につきましては、1事業所のみで負担してしまうとその1事業所が何かしらの理由で撤退等をするることによって支援者不足になる恐れがあることから、複数の事業所を入れることというのを行政としても積極的に説明をさせていただき、支給決定を進めていきたいと考えております。

[事務局]

引き続き、強度行動障害の関係について回答いたします。今、県のほうで強度行動障害地域生活支援事業という事業がありまして、令和元年度の秋から始まっていますが、地域での生活が難しい方に対しまして、通所先である施設の支援員を強度行動障害の支援に長けた事業所に1か月程度派遣をしまして、地域で生活できるようにその方の特性などについて理解を深めていくというような事業となっています。県下では令和元年の10月以降6名が事業採択されていますが、加古川市でも9月末からこの事業を活用しまして、支援している方が1名おられます。その事業を募集する際に、強度行動障害の方に向け事業の案内をお送りしましたが、市のほうで把握している強度行動障害の方については74名となっております。

[委員]

ありがとうございます。

[委員]

本校の担当教員から聞きましたが、本校の子どもたちは、重度の心身障がい児が多いのですが、在校中は放課後等デイサービスが充実していて、非常に保護者の方も喜んでいると聞いております。しかし、卒業後に行ける場所がなくて困っているということをよく聞くようです。

加古川市内に重度心身障がい者が卒業後に入所できる施設が無いと聞いています。近隣にはあるようですが、なかなか距離もあるので、そういった施設ができる見通しがあるのかというのが一つです。

それからグループホームが一つできたということでここに書いてありますが、それはとてもありがたいことだと思います。しかし、1か所しかないので満員になってしまうと、なかなか次の入所が難しいということと、それからもう一つはここは医療的ケアがある方を受け入れていただける施設だと思えますが、医療的ケアがないけれども、重度の心身障がいのある方が行けるところがないというこ

とで、そういった見通しみたいなところはあるのでしょうか。もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

[事務局]

重症心身障がい児の方が大人になると通所先が少なくなる、また入所施設につきましては、今のところ見通しについて情報は入ってきていない状況です。

通所施設である生活介護等につきましては加古川市では市単独で施設整備補助金という制度を設け、継続して実施しているのですが、現時点では生活介護事業所を開設したいというお声は今のところはない状況です。一方で児童向けのサービスにはなるのですが、放課後デイや児童発達支援につきましては、近年、補助金を活用して年に1事業所ずつ増えているというところでは、

ですので、生活介護や施設入所につきましては今のところ開設に向けた動きはないのですが、引き続き市の補助金の案内であるとか、国庫補助事業につきましても積極的に加古川市から各事業所向けに案内を実施していきたいと考えております。

また、重症心身障がい児の方について、(施設が)満員になるというところでお話をお伺いしましたが、医療的ケアがない方についてとなると、その点につきましても今のところはグループホーム等では新規開設の相談はない状況です。引き続き各事業の案内であったり、また、事業を安定し供給するためには安定した報酬が必要になってくると思いますので、市としましては報酬にかかる説明会というものを今年度 YouTube 動画で掲載をさせていただいておりますので、そういった側面でフォロー等をさせていただきたいと考えております。

[会長]

ほかにございませんでしょうか。

[委員]

今、お話に出ていました、重症心身障がいの方、医ケアの方、本当にどこの自治体でも同じような課題だと思います。

こちらの地域生活支援拠点のところでも、ニーズを踏まえた環境の整備を掲げていたり、補助金をつけるという話もあって進めていただいているかと思うのですが、もうひとつ、やはりよく伺うのは、実際看護師さんがなかなか見つからないということもよく聞きます。そのあたり加古川市さんではどうかということと、例えばその重症心身障がいの方、医ケアの方も、生活介護というような一つの事業所に毎日行くわけではないですよね。ご自分の体調のこととか、毎日しんどいので週に2回だけ、でも看護師さんは週5日雇わなければならない、非常に効率が悪いですよね。ただ、そういった生活介護で医ケアとか重身の方とかを受け入れられる所が数か所あれば1人の看護師さんが曜日回りで、Aという事業所には月水来られる方がいて、Bという事業所には火木金、なので看護師さん1人が医ケアの方が来られる曜日にそこに出向くというような限られた人材の活用の仕方もあるなと思っています。

これはそう簡単なことではないと思うのですが、やはり今申し上げた、人材も非常に限られているので、有効に活用する仕組みも考えていただくといいかと思います。

[事務局]

ありがとうございます。看護師の人件費の高騰等につきましては、事業所様からご意見をいただくこともございます。

人件費に関しましては、例えば加古川市ですと、緊急時につきましては、緊急時短期入所というところで短期入所先の人員を追加で配置した場合は報酬を2倍または3倍まで上乗せできるような制度を市単独で進めているところですが、あくまで緊急時であったり、介護者のレスパイト目的にはなってくるので、活用できるかというところは要相談となります。

また、事業所間の連携が看護師の柔軟な移動に関しては必要だと考えています。いま、基幹相談支援センターのくらし専門部会におきまして、各事業所のネットワークづくりというのを積極的に進めているところです。例えば今年度ですと、グループホームのネットワークづくり、または同時にヘルパーのネットワークづくりというのを今年度できれば進めたいというところで、2月ごろに交流会を催したいと考えています。

[事務局]

1点補足なんですけど、医療支援型グループホームが市内で1か所ありますが、そこについては、市単独の予算ではないのですが、県の補助事業も活用しまして、人員配置に係る人件費相当分を補助するというものを行っておりますので、そういうところで、引き続き補助は活用していきたいと考えております。

[委員]

強度行動障害に関する支援についてですが、毎年市のほうから該当する人に関して封書（強度行動障害地域生活支援事業に係る案内）が来てということをお聞きしていますが、封書を受け取られた方で、何かうちの子は問題があるのかと考える方もおられるんです。どういう基準で発行しておられるのか。

あと、強度行動障害にあたるかあたらないかというのは親御さんが見る視点と支援者が見る視点というのは全然違うと思います。その時点で親にとってはそうなのかなと思うこともあるかもしれないし、事業所にいる間にはあまり問題がないけれども、家にいるときにすごく大きな問題を抱えている親御さんもおられます。全体的な状況を把握して、強度行動障害の事業所を使っただけでいいのですが、もし使うとしても自分の担当する支援員さんと一緒に行って、2か月3か月というクールでこれを受けるとするのは、他の支援員さんや他の利用者さんに対して何か月も支援者1人を使ってしまって迷惑をかけるので使いたいと言えなかったという方もおられます。できればそういう方に対して、支援員さんも十分に勉強して事業所に帰った時に支援をみんなに繋げて行ってほしいので、やっぱり勉強して帰ってほしいのですが、その時期に関して何か補助とか、支援員さんを臨時で雇うという形で定員数を少し変えていただくとか、なにかもっと利用しやすい事業であってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

[事務局]

まず、強度行動障害地域生活支援事業の（通知を）お送りしている対象の方ですが、障害支援区分認定の面談の時に、面談調査に基づきまして、行動援護スコアというのが10以上の方を強度行動障害とし、その方に向けてお送りしております。

もう1点言われました、どうしても通所先の事業所の支援員の方が強度行動障害の支援に長けた事業所に長期間派遣するということについては、おっしゃる通り事業所のしわ寄せというか、負担についてはお伺いしております。

ただ、例えばご家庭では行動障害が激しい、でも通所先ではそこまでではないという方についても、こういう組み立て方をしたら地域で生活することができますよといったところも、強度行動障害の支援に長けた事業所のほうが色々なノウハウをもっていますので、通所先で問題がない方についても、積極的に利用したいという意向があればこちらに相談いただけたら、県や判定の事務局の方に働きかけまして、利用できる方向で、できる範囲でご協力をさせていただいております。

[会長]

よろしいでしょうか。

それでは続いて成果目標3「福祉施設から一般就労への移行等について」、事務局からご説明をお願いいたします。

≪事務局より資料に沿って成果目標3について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。≫

[委員]

解釈の仕方が間違えているかもしれないのですが、(3)の就労支援事業の利用者数のところのイのところの2行目なんですが、第7期計画の成果目標下のところで、令和4年度末時点の就労定着支援事業、利用者数21人に対し、令和11年度末に年間32人ということですが、21人が主にするのですか。

就労定着支援は利用期間が3年と限られていますので、ここ(21人)の就労定着者が令和11年度のこの数字に入ってくるのかというところ、ちょっと対象が違うのではないかと思うのですが、解釈が違うのかもしれないのですが、よろしく願いいたします。

[事務局]

こちらの成果目標につきましては、21人というのはあくまで基準値の考えでありまして、この21人に対しての1.5倍という考えで、この21人が直接その32人(令和11年度末時点の目標値)に入るというわけではなく、あくまで数字の考え方というところで、21人の1.5倍の32人として設定をしているというところなんです。

基準値という設定が国のほうで示されておりますので、市も設定させていただいております。

[委員]

ありがとうございます。基準値というのは文章の中に入れ込むというのは難しいでしょうか。

[事務局]

わかりやすくする意味を込めて入れることはできると思います。ありがとうございます。

[会長]

他よろしいでしょうか。

ご意見ないようでございますので、続いて4の「障害児支援の提供体制の整備等」について事務局よりご説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って成果目標4についての説明。以下、意見交換の内容。》

[委員]

「(5)医療的ケア児のコーディネーターの配置」のところで、現在コーディネーターがいないので、成果目標としては配置に向けて取り組むということですが、令和11年度末までに何人配置するかというような目標ではないでしょうか。配置するではなくて、向けて取り組むというのが目標になるのでしょうか。

[事務局]

配置を目標とするところなんです、書き方としてはこのような書き方になっています。意図としては配置することを目標としています。

[委員]

ありがとうございます。コーディネーターというのは、他市の状況は把握できておりませんが、置きましょうと言ってから少し年数が経っていると思いますが、そんなに難しいことなのでしょうか。

[事務局]

県下41市町のうち、配置済みが17市町と把握しております。少し時間がかかっているというのはご指摘の通りですが、各市町を見ても直営であったり、あるいは委託であったり多種多様な設置状況でして、本市が設置をするに際してはどのような形態がいいかというところを協議しているため時間がかかっている状況でございます。

[会長]

他よろしいでしょうか。

なければ成果目標5の「相談支援体制の充実、評価等」についての説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って成果目標5について実施状況の説明》

[会長]

ただいま、成果目標5の説明が終わりました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは引き続いて、成果目標6の「障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」について説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って成果目標6について実施状況の説明》

[会長]

ただいま、成果目標6の説明が終わりました。

委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ひと通り成果目標についての説明がございましたが、今までの中の議題のところでも、全体を通してご意見、ご質問等ありましたら伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

特にないようでございますので、以上で本日予定しておりました、議事についてはすべて終了となります。

本当に皆様の熱心なご意見、ご協議に感謝申し上げますとともに、本日の議事が円滑に終了しましたことに改めて感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

7 閉会

以 上